

作成日 令和6年12月27日

令和 7 年度 施行

浄水場管理業務委託

(水道課 水道庶務係)

公示用

浄水場管理業務委託

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	摘 要
管理業務委託		12	月		
清掃委託		1	回		
小 計					
消 費 税 10 %					
合 計					

浄水場管理業務仕様書

1. 勤務体制は三交代制とする。
 2. 管理業務の内容（特別清掃含む）
- * 各種計器、機器類の異常の有無の監視、確認、非常時の操作及び施設の管理
- (1) 受電設備の監視、確認
 - ・各受電設備の計器表示の監視、異常の有無の確認
 - (2) 自家発電設備の監視、確認、点検
 - ・バッテリー液の確認
 - ・燃料、冷却水の表示監視、確認
 - ・自動起動状態の監視、確認
 - (3) コントロールセンター、速度制御盤等の監視
 - ・計器の表示状態の点検、確認
 - (4) 配水ポンプの監視及び非常時の操作
 - ・稼働中の配水ポンプの異常の有無の確認
 - ・予備ポンプの起動準備の確認
 - ・非常時（火災時）の配水量増に伴う、予備ポンプの手動運転操作
 - (5) 計装計器の監視
 - ・各種計器類の監視及び管理
 - (6) ブローターの運転管理及び監視
 - (7) 次亜塩素酸ソーダー注入設備の監視及び管理
 - ・注入量の確認～残留塩素計により適正注入量を監視、確認
 - ・注入量の設定～残留塩素に異常がある場合は注入量を設定変更する
 - ・搬入量の確認～タンクローリーで搬入される搬入数量の確認
 - (8) 操作盤及びデータロガーの監視、確認
 - ・ロガー装置による各種機器の運転、表示状況の監視、確認
 - ・必要に応じ、機器の手動操作
 - (9) 簡易水道施設の監視、確認
 - ・監視卓、ロガー装置により、各施設の異常の有無の監視、確認
 - (10) 各種機器等に異常故障等が発生した場合は、速やかに水道課職員にその旨を通報し、指示を仰ぐこと。

- (11) 暖房、照明、燃料等の確認
- (12) 火気取り締まり、資材盗難防止のための監視
- (13) 来訪者、挙動不審者がいないか巡視警備、施錠の確認
- (14) 浄水場内外の清掃を週に2～3回程度行うこと。
- (15) 毎日業務終了後、必要事項を管理日誌に記入して次の勤務者へ引き継ぐとともに、水道課職員の点検を受けること。
- (16) 芽室浄水場及び坂の上配水池の特別清掃は11月又は12月のいずれかの月で実施すること。

3. 従事者

*従事者は管理・計器監視・操作ができる心身ともに健康な者とする。

4. 遵守事項

- (1) 従事者は、常に一定の服装（会社名、氏名を明記）により業務を行うほか身分証明書を携行すること。
- (2) 受託業者は従事者に対して常に監督を行い、労働基準法を遵守して従事させること。
- (3) 従事者を定めたときは、ただちに水道課へ履歴書を提出すること。
- (4) 月の勤務表を前月末までに水道課へ提出し、承認を得ること。
- (5) 従事者を変更する場合は7日前までに水道課に報告し、承認を得ること。
- (6) 水道法第21条の規定による従事者の健康診断を行い、その検査票の記録簿を作成するとともに保存すること。
- (7) その他本業務に関して必要な事項は水道課で別に定めるものとする。

《 水 道 課 》